

平成 29 年度教育委員会定例会会議録

日 時	平成 29 年 5 月 25 日 (木)		
	午後 3 時 33 分～午後 4 時 34 分		
場 所	中央公民館 2 階第 1 会議室		
出席者			
溝 口	委員長	本 高	管理課長
林	委員	中 村	社会教育課長
福 島	委員	西 高	管理課長補佐
二 見	委員		
藤 井	教育長		

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	裁決の次第
議案第 1 号	平成 29 年度大崎町奨学生の決定について	特記事項なし	決 定

会 議 要 旨

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 委員長及び委員の報告

委員長

・別紙のとおり

委員

- ・大崎中学校 PTA 歓迎会 5.12

10名の新しい先生の歓迎会でしたが、ほとんどが1・2年生の担当で3年生はこれまでの先生が担当する訳ですが、今の3年生は学力が少し低いことが危惧しています。これからどこまで伸びるのか期待しながら会に参加しました。嬉しかったことは、公民分館長が参加されていて、地域の盛り上げもあるなぁと感じたところでした。

委員

- ・菱田小学校訪問 5.22

まず一言で、学べる環境が整っていたことです。子ども達の表情・先生たちの表情も明るく、校内整理整頓され、ゴミ一つ落ちていない状況でした。体力向上、学力向上、虫歯治療率向上、PTA 総会・授業参観出席率向上など校長先生を初め先生方の手厚い指導がなされていたと感じました。

委員

- ・県市町村教育委員会連絡協議会定期総会 5.15

菊池義務教育課長が自分の好きな話として、糸井重里さんの話から引用して水槽の中の魚を育てるのではなく水を綺麗にする話があって、その時にはぴんとこなかったのですが、先日菱田小学校の学校訪問に伺った時に子ども達が学べる環境を作った時に、水槽の水と魚の関係で言えば、水を綺麗することが大切なんだと理解できました。

- ・菱田小学校訪問 5.22

菱田小学校は、みなさん方からも出たように学ぶための環境が整っている。先生方の授業を見ていると子ども達に対する意欲・思いを強く感じます。

4 教育長行政報告

- 1 文化協会総会 4.26 (水)

スポーツ推進委員会

- 2 臨時校長会 4.27 (木)

曾於市・志布志市教育委員会訪問

- 3 地区校長研修会 4.28 (金)

- 4 臨時議会 5.1(月)

教務主任研修会

- 5 奨学生選考委員会 5.8 (月)

- 6 地区教育振興会理事会・総会 5.9(火)

地区体育協議会理事会・総会

地区駅伝委員会

- 7 全国町村教育長会 5.10(水)～12(金)

- 8 土曜授業 5.13(土)
教職員ミニバレー大会
- 9 県教育委員連絡協議会総会 5.15(月)
県市町村教育長会総会
県教育委員会と教育長会懇談会
- 10 小中連携推進委員会 5.16(火)

町P連総会

- 11 町情報教育担当者会 5.17(水)
- 12 町体育協会総会 5.19(金)
- 13 大崎オープン 5.21(日)
- 14 学校訪問(菱田小) 5.22(月)
大崎分館総会
- 15 人権担当者研修会 5.24(水)
課長会
- 16 教科書採択協議会 5.25(木)
定例教育会議
青少年活動実行委員会

5 報 告

報告第8号 区域外就学について
課長

学校教育法施行令第9条の規定に基づき、鹿屋市教育委員会と区域外就学の協議を行い、これに同意を得て、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

学校教育法施行令(抜粋)

(区域外就学等)

- 第9条** 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校又は中学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 2** 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則(抜粋)

(専決)

- 第19条** 教育委員会は、第8条において特に規定するものを除き、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決処理させる。
- (5) 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促等に関すること。
- 3** 教育長は前2項の規定によって処理した事務のうち、必要と認めるものについては、次の会議に報告しなければならない。

報告第9号 就学させる学校の指定の変更について

課長

学校教育法施行令第8条の規定に基づき、就学させる学校の指定の変更申請があり、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

学校教育法施行令 (抜粋)

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

第5条 1項 省略

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において同じ。)が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則 (抜粋)

(専決)

第19条 教育委員会は、第8条において特に規定するものを除き、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決処理させる。

(5) 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促等に関すること。

3 教育長は前2項の規定によって処理した事務のうち、必要と認めるものについては、次の会議に報告しなければならない。

報告第10号 平成29年度大崎町立持留小学校、菱田小学校、野方小学校、大崎小学校及び大丸小学校の学校評議員の委嘱について

課長

大崎町小・中学校評議員設置要綱(平成14年教育委員会告示第3号)第3条の規定に基づき、平成29年度大崎町立持留小学校、菱田小学校、野方小学校、大崎小学校及び大丸小学校の学校評議員に下記の者を選定し委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第3項の規定により報告する。

1 委嘱する各学校評議員名簿

① 持留小学校

氏名	電話番号	住所	選考に重視した職歴等
岡元修一	478-3444	野方116-2	持留公民分館長
岡留幸子	476-0674	岡別府438-1	民生委員・児童委員
原田正人	476-1719	持留927-3	保護司
立本浩二	476-0108	持留1130-5	旧PTA会長
西川隆志	476-5286	岡別府66-3	PTA会長

② 菱田小学校

氏名	電話番号	住所	選考に重視した職歴等
----	------	----	------------

前田 住 男	477-0696	菱田 993	地域安全モニター
藤 元 幸 次	477-2460	菱田 2507	民生委員・児童委員
甲 斐 崎 中	477-0568	菱田 1293-1	菱田保育園長
濱 口 博	477-1464	菱田 2652-5	NPO オアシス水環境研究会 会員
神 崎 大 輔	477-2399	菱田 3531-4	P T A会長

③ 野方小学校

氏 名	電話番号	住 所	選考に重視した職歴等
弓 削 一 弘	478-3748	野方 6125-5	野方公民分館長
堂 園 隆 二	478-2052	野方 6110-17	主任児童委員
山 下 海 征	478-2807	野方 6106-1	民生委員・児童委員
小野池 裕 二	478-3570	野方 6374	旧 P T A会長
川 崎 祐 希	478-3125	野方 5599-1	P T A会長

④ 大崎小学校

氏 名	電話番号	住 所	選考に重視した職歴等
川 畑 紘 一	476-0115	仮宿 1091	大崎公民分館長
萩 原 洋 一	476-2668	仮宿 1767	元 P T A会長
山 下 幸 男	476-3080	仮宿 2132	馬場集落館長
宮 下 和 子	476-1919	永吉 40-3	主任児童委員
胡 摩 薫	476-5002	仮宿 2487-3	P T A会長

⑤ 大丸小学校

氏 名	電話番号	住 所	選考に重視した職歴等
藤 島 浩 二	471-7255	横瀬 500-1	大丸公民分館長
中 村 幸士郎	476-1196	横瀬 1718	元学校長
鷲 東 早 苗	476-3700	永吉 9343	民生委員・児童委員
千 歳 史 郎	476-1476	横瀬 1604-9	行政経験者
濱 松 清 春	476-2207	横瀬 1575-2	P T A会長

2 委嘱期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 3 1 日まで

大崎町小・中学校評議員設置要綱（抜粋）

（評議員の構成）

第 3 条 評議員は、各小・中学校ごとに 10 人以内とし、有識者、地域住民及び保護者の中から校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 評議員の任期は1年とする。ただし、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任することができる

報告第11号 大崎町立大崎中学校学校運営協議会委員の委嘱について
課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき、大崎町立大崎中学校学校運営協議会委員に下記の者を委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第3項の規定により報告する。

1 職名及び氏名

教育委員会管理課長 本高 秀俊

2 委嘱期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 提案理由 委員の変更に伴う選任

大崎町学校運営協議会規則（抜粋）

（委員の任命）

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 当該指定学校の通学区域内の地域住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 指定学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員の定数は、20人以内とし、指定学校の校長と協議し、教育委員会が定める。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

報告第12号 平成29年度大崎町立中沖小学校評議員の委嘱について
課長

大崎町小・中学校評議員設置要綱（平成14年教育委員会告示第3号）第3条の規定に基づき、平成29年度大崎町立中沖小学校評議員に下記の者を選定し委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第3項の規定により報告する。

1 委嘱する各学校評議員名簿

中沖小学校

氏 名	電話番号	住 所	選考に重視した職歴等
前 田 義 廣	477-0649	菱田 3311-3	元教職員
久 徳 多美恵	477-2521	菱田 3149-18	元町主任児童委員
小 野 千 洋	477-1013	井俣 2398	校区婦人代表
甲斐崎 博 子	477-0027	菱田 1293-1	中沖保育園長
松 下 修		菱田 3535-10	P T A会長

2 委嘱期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 3 1 日まで

大崎町小・中学校評議員設置要綱（抜粋）

（評議員の構成）

第 3 条 評議員は，各小・中学校ごとに 10 人以内とし，有識者，地域住民及び保護者の中から校長が推薦し，教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 4 条 評議員の任期は 1 年とする。ただし，補欠評議員の任期は，前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任することができる

報告第 13 号 大崎町青少年・一般海外派遣事業実行委員会委員の委嘱について
課長

大崎町青少年・一般海外派遣事業実行委員会委員に下記の者を委嘱したので，大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

1. 職及び氏名 文教経済常任委員長 中 倉 広 文

2. 任 期 平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3. 提案理由 議会委員会構成の変更に伴う選任

委員長

以上，報告のとおりである。

全委員

異議なし。

6 議 事

議案第 1 号 平成 29 年度大崎町奨学生の決定について

課長

平成 29 年度大崎町奨学生を次のとおり決定したいので，大崎町奨学金貸与条例第 7 条及び大崎

町教育委員会の行政組織等に関する規則第8条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

奨学生募集経過

平成29年度は、3月に町広報紙、町ホームページ及びお知らせ版にて周知し、4月3日から21日までの間、募集を行った結果、別紙のとおり6名の応募があった。

これに基づき、大崎町奨学生選考委員会規則第3条により5月8日に大崎町奨学生選考委員会を開催し、奨学生の選考を行った。

また、大崎町奨学金貸与条例第7条により、同月9日に町長の承認を得た。

大崎町奨学金貸与条例(抜粋)

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、奨学生選考委員会の選考を経た者について町長の承認を得て教育委員会が決定する。

(参考)

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は高等専修学校に在学する者 月額 15,000円
 - (2) 高等専門学校に在学する者 月額 25,000円
 - (3) 大学又は専門学校に在学する者 月額 30,000円
- 2 前項の奨学金には、利息を附けない。

委員長

議案第1号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

7 委員から提出された動議の討論等

なし。

8 その他

管理課長より大丸小学校の大規模改造工事についての説明。

9 翌月の行事等

- | | |
|----------|-------------------|
| 6月 5日(月) | 大丸小学校学校訪問(9時～13時) |
| 6月12日(月) | 大崎小学校学校訪問(9時～15時) |
| 6月19日(月) | 持留小学校学校訪問(9時～13時) |

6月26日(月) 大崎中学校学校訪問(9時～13時)
定例教育委員会 13時30分～
大崎町総合教育会議 15時～

10 閉 会

会議録署名人

委員長

委員

委員

委員

教育長